

沖労基発 0209 第 1 号
令和 8 年 2 月 9 日

関係団体の長 殿

沖縄労働局労働基準部長

医療機関における電離放射線障害防止対策の実施について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成 29 年 4 月 18 日付け基安発 0418 第 3 号（以下「平成 29 年安全衛生部長通知」といいます。）、令和元年 11 月 1 日付け基安発 1101 第 2 号（以下「令和元年安全衛生部長通達」といいます。）により放射線業務従事者等に対する線量測定等や眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策について周知してきたところです。

その後、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」といいます。）の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号（以下「令和 2 年改正省令」といいます。））が令和 3 年 4 月 1 日以降施行され、放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げや線量測定方法の一部が変更されることとなりました。

以上のような経過を踏まえ、沖縄労働局では、医療機関に対しまして、法令の遵守状況のご確認をいただく自主点検や所轄労働基準監督署による指導等を実施してきたところですが、依然として線量測定の未実施や電離放射線健康診断の未実施等が認められる状況にあります。

つきましては、放射線業務従事者の安全衛生を確保するため、下記 1 の事項を貴団体の会員の皆様へ周知いただくようお願いいたします。

また、下記 2 のとおり令和 8 年 4 月 1 日以降に順次、エックス線装置やガンマ線照射装置の取扱いに係る特別教育の拡充などを内容とする労働安全衛生規則及び電離則に係る改正省令（令和 7 年厚生労働省令第 108 号。）及び透過写真撮影業務特別業務規程の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 287 号。）が施行されるため、この点につきましても貴団体の会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 電離則に基づく電離放射線障害防止の実施について
電離則では、被ばく限度が定められており、これを確認するための線量

測定、健康状態を確認するための電離放射線健康診断の実施など様々な対策が定められているため、別添1のパンフレットに記載された対策などが講じられているか確認し、必要に応じて対策を講じてください。

- 2 令和8年4月1日以降の省令等の改正について
別添2、3のパンフレットのとおり改正が行われます。
改正内容については、以下のURL又はQRコードからご確認いただけます。

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzeneisei29/0000186714_00002.html



【担当】

沖縄労働局労働基準部健康安全課
並里・鳥羽
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館3階
TEL：098-868-4402

医療機関における電離放射線障害防止対策を実施しましょう

厚生労働省では、これまで電離放射線障害防止規則（以下「電離則」といいます。）に基づく放射線障害防止対策を実施してきました。

令和元年9月に取りまとめられた目の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会報告書によると、放射線業務を行う事業所は業種別にみると保健衛生業が最も多く、放射線業務を行う労働者数を業種別にみても保健衛生業が最も多くなっており、医療機関における放射線障害防止が重要となります。

そこで、電離則に基づき以下の対策に取り組みましょう。

1 放射線業務とは

放射線業務とは、

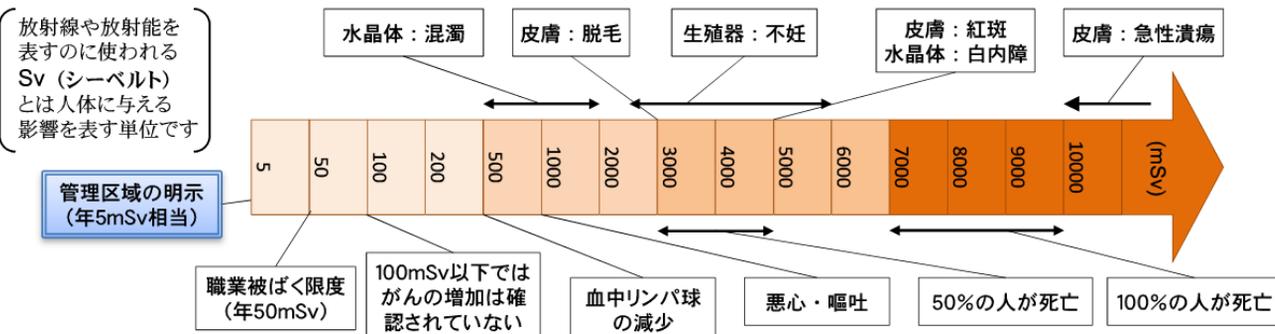
- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。第五号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務などをいいます。

（電離則第2条第3項、労働安全衛生法施行令別表第2）

2 放射線が人体に与える影響

■ 放射線が人体に与える影響 ■

● 放射線による影響を分類すると、下図のようになります。（出典：「ICRP Pub. 60」ほか）



● 受けた放射線量が小さい場合（100mSv未満）、がんなどになるかどうかは、はっきりとした医学的知見はありません。広島・長崎の原爆被ばく者の調査でも、100mSv未満の方には、がんの増加は認められていません。

● このため、国際放射線防護委員会（ICRP）などでは、職業被ばくの限度を「がんの増加が認められておらず、容認できる範囲」に決めました。

3 線量測定について

【線量測定の対象者（電離則第8条）】

線量測定の対象となる方は、①放射線業務従事者、②緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者です。

【外部被ばくによる線量測定の方法（電離則第8条）】

均等被ばくの場合（放射線測定器1個）：ケースⅠ

不均等被ばくの場合（放射線測定器2個以上）：ケースⅡ

【装着例】

ケースⅠ 均等被ばくの場合

放射線測定器1個が必要です。

装着位置

| | | |
|---|--------------------------|----|
| A | 男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性 | 胸部 |
| B | A以外の女性 | 腹部 |

いずれか1か所

「均等被ばく」と「不均等被ばく」

「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいい、防護エプロンを使用する場合などが該当します。

ただし

ケースⅡ 不均等被ばくの場合

放射線測定器2個以上が必要です。

装着位置(追加)

ケースⅠの装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着する必要があります。

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、ケースⅠと同一である場合、放射線測定器の追加は不要です。

< 体幹部における装着例 >

防護エプロンに覆われていない様元

医療現場では、防護エプロンを着用することがあるため、体幹部で不均等被ばくとなる場合があります。

末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定器の追加は不要です。

< 末端部における装着例 >

X線透視下で手術を行う際の手首

医療現場では、手術等を行うため、末端部（手や足）で不均等被ばくとなる場合があります。

【詳細パンフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/page2-2.pdf>



4 放射線業務従事者の被ばく限度について

眼の水晶体の被ばく限度は以下の表のとおりとなります。

| 期間 種別 | 5年 | 1年 | 3か月 | 妊娠中 ※妊娠と診断されたときから出産までの間 |
|------------|--------|--------|-------------|---|
| 実効線量 | 100mSv | 50mSv | — | — |
| | — | — | 5mSv ※女性 | — |
| 眼の水晶体の等価線量 | 100mSv | 50mSv | — | — |
| 皮膚の等価線量 | — | 500mSv | — | — |
| 妊娠中の女性 | — | — | — | 内部被ばくによる 実効線量：1mSv 腹部表面の等価線量：2mSv |



眼の水晶体に受ける等価線量の低減には、**防護眼鏡**の使用も有効です。

※実効線量：電離則第4条
 ※眼の水晶体の等価線量：電離則第5条
 ※皮膚の等価線量：電離則第5条
 ※妊娠中の女性：電離則第6条

5 作業環境測定について

【作業環境測定を行う場所（電離則第53条）】

放射線業務を行う作業のうち管理区域に該当する部分

※管理区域：外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3か月につき1.3mSvを超えるおそれのある区域です。

※作業環境測定：作業環境測定基準第7条の単位場所について、同基準第8条の機器を用いて実施する必要があります。

※上記作業環境測定を行う場所における作業環境測定は、作業環境測定士または作業環境測定機関によらなくても可能です。

【作業環境測定の頻度（電離則第54条）】

①放射線装置を固定して使用しかつ使用の方法及び遮蔽物の位置が一定の場合、3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用する場合は6か月以内ごとに1回、定期に実施する必要があります。

②①以外の場合は1か月以内ごとに1回、定期に実施する必要があります。

【作業環境測定の記録項目（電離則第54条）】

①測定日時、②測定方法、③放射線測定器の種類・型式及び性能、④測定箇所、⑤測定条件、⑥測定結果、⑦測定を実施した者の氏名、⑧測定結果に基づいて実施した措置の概要

【記録の保管期間（電離則第54条）】

作業環境測定の記録は5年間保存する必要があります。

【作業環境測定結果の周知（電離則第54条）】

見やす場所に掲示する等の方法により管理区域に立ち入る者に周知させなければなりません。

6 健康管理について

【健康診断の実施について（電離則第56条）】

放射線業務に従事する労働者で、管理区域に立ち入る者については、①雇入れ時、②当該業務への配置換えの際、③①・②の後6か月ごとに1回、定期的に医師による健康診断が必要となります。

【健康診断の項目（電離則第56条）】

- ①被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- ②白血球数及び白血球百分率の検査
- ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査

【健康診断の実施後の措置（電離則第57条から第59条）】

- ①電離放射線健康診断結果個人票を作成し30年間保存してください。
- ②電離放射線健康診断の結果、異常の所見を認める者に関する医師の意見聴取を健康診断実施日から3か月以内に行ってください。
- ③結果を当該健康診断を受けた労働者へ遅滞なく通知してください。
- ④遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長へ提出してください。
- ⑤放射線による障害が生じている場合やそのおそれがある場合などは、就業場所や業務の転換など健康の保持に必要な措置を講じてください。

7 その他

【機械等設置届の提出（労働安全衛生法第88条）】

放射線装置を設置しようとするときは、設置しようとする日の30日前までに、所轄労働基準監督署長へ届出をしてください。

【電離放射線障害防止対策に関する視聴教材について】

視聴教材を掲載しておりますので、必要に応じ、ご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/0000186714_00001.html



【令和3年4月1日施行：改正電離放射線障害防止規則及び関連事業】

以下のホームページに掲載しておりますので、必要に応じご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/0000186714_00003.html



【電離放射線障害防止対策の実施状況の確認について】

別紙のチェックリストをご活用いただき、電離放射線障害防止対策に努めてください。

放射線障害防止のチェックリスト

- 放射線業務を行っていますか。
→ 行っている場合には、以下のチェック項目を確認しましょう。
- エックス線装置やガンマ線照射装置を取り扱う業務に関する特別教育を実施していますか。
→ 実施していない場合には、特別教育を実施しましょう。
※令和8年4月1日以降に省令改正があります。
- 放射線業務従事者、管理区域への一時的立入者の線量測定を実施していますか
→ 実施していない場合には線量測定を実施しましょう。
- 線量測定計の数と装着場所は適切ですか。
→ 適切でない場合は数と装着場所を適切にしましょう。
- 実効線量は被ばく限度内となっていますか。
→ 被ばく限度を超えている場合には、被ばく低減措置を講じましょう。
※上限：5年間100mSv、1年間50mSv、女性は原則3か月間5mSv
- 目の水晶体の等価線量は被ばく限度内となっていますか。
→ 被ばく限度を超えている場合には、被ばく低減措置を講じましょう。
※上限：5年間100mSv、1年間50mSv
- 皮膚の等価線量は被ばく限度内となっていますか。
→ 被ばく限度を超えている場合には、被ばく低減措置を講じましょう。
※上限：1年間500mSv
- 放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者について、医師による電離放射線健康診断を6か月以内ごとに1回、定期的に医師による実施していますか。
→ 実施していない場合には、電離放射線健康診断を実施しましょう。
- 電離放射線健康診断実施後は、個人票を作成し、30年間保存していますか。
→ 作成・保存していない場合には、個人票を作成し、30年間保存しましょう。
- 電離放射線健康診断実施後は、遅滞なく所轄労働基準監督署長へ電離放射線健康診断結果報告書を提出していますか。
→ 提出していない場合には、所轄労働基準監督署長へ提出しましょう。
※現在は電子申請となっております。
- 放射線業務を行う作業のうち管理区域に該当する部分について、法定の期間ごとに1回、定期的に作業環境測定を実施していますか。
→ 実施していない場合には、作業環境測定を実施しましょう。
- 作業環境測定を実施したときは、作業環境測定の記録を作成し、5年間保存していますか。
→ 作成・保存していない場合には、作成し5年間保存しましょう。
- 放射線装置を設置する場合に、機械等設置届を所轄労働基準監督署長へ提出していますか。
→ 提出していない場合には、必要書類を添えて提出しましょう。
※必要書類の詳細は所轄労働基準監督署へお問い合わせください。

エックス線装置・ガンマ線照射装置を使う事業主の皆さまへ

電離放射線障害防止規則等の改正について

安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

※下線部は改正内容

電離則第17条第2項ないし第6項

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

放射線装置室内で使用する工業用の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は放射線装置室内で使用する管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は放射線装置室内で使用する管電圧10kV以上の工業等の装置等が設置義務の対象となります。なお、医療用の装置のほか、ポータブル型やボックス型等の装置を放射線装置室外で使用する場合は除外されています。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

放射線装置室内で使用する工業用等の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください(経過措置)。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました(※公布日施行)。

電離則第47条、第52条の2

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者によるその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルプルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者による装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全措置を無効化した際の代替措置または1(2)に記載の経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大
作業主任者職務追加(作業の方法・労働者の指揮等)
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大
安全装置義務化作業主任者職務追加(安全装置関係)
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら



エックス線装置・ガンマ線照射装置を使う労働者の皆さまへ

特別教育の対象業務を拡大します 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されます(※)。

主な改正内容は以下の通りです。

※改正省令の内容は
こちら



令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|--|--|------|
| エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識 | 作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置 | 1.5h |
| エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | エックス線装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検 | 1.5h |
| | ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検 | 1.5h |
| 電離放射線の生体に与える影響 | 電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 | 0.5h |
| 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項 | 1.0h |

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所